別紙　クラスメソッドメンバーズ（ECAM タイプ）の利用者特約

本特約は、クラスメソッドメンバーズ利用規約（以下「原規約」といいます。）中の利用者のうち、クラスメソッドメンバーズ（ECAM タイプ）の利用者に対して、当該規約と一体となって適用又は準用される条件とします。なお、本特約に別段の定めがない限り、原規約の定義に従うものとします。

第１条（表明保証）

利用者は、定期的に更新される可能性のある”AWS Solution Provider Program Program Guide for End Customers”
(https://s3-us-west-2.amazonaws.com/solution-provider-program-legal-documents/AWS+Solution+Provider+Program+-+Program+Guide+for+End+Customers.pdf)
及びその後続する資料またはその他のアマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社が指定する関連資料に記載されている情報を随時確認していることを表明し、保証するものとします。

第２条（サービス仕様書）

１．原規約第２条第１項を次のとおり変更するものとします。

第２条（メンバーズサービス）

1. メンバーズサービスは、
メンバーズサービス仕様書（https://members.classmethod.net/pdf/classmethod-members-service-spec.pdf）
及びメンバーズ（ECAM タイプ）サービス仕様書
（https://members.classmethod.net/pdf/classmethod-members-service-ecam-spec.pdf。以下、メンバーズサービス仕様書とあわせて「サービス仕様書等」と総称します。）
に基づいて提供するものとします。

２．前項により変更した規定を除き、原規約中のメンバーズサービス仕様書をメンバーズサービス仕様書等に変更します。

第３条（不適用）

原規約第４条第３項及び第１４条を適用しないものとします。

第４条（追加）

原規約第１１条第１項第９号を同項第１０号とし、当該第９号に次の規定を追加します。

第１１条第１項

（９）ルートアカウントを適切に管理していないと判断される行為

第５条（アカウント開設）

1. クラスメソッドメンバーズ（ECAM タイプ）のアカウント開設は、次の各号のいずれかの方法により行うことができます。
   (1) 既存の AWS アカウントを利用者へ譲渡することについてアマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社の承諾を得る
   (2) 利用者自らが、自己の名で自己のメールアドレスを用いて新規に開設した AWS アカウント（又は利用者が当該方法により開設した既存の AWS アカウント）を、クラスメソッドが指定する管理アカウントへ ECAM タイプのメンバーアカウントとして関連づける
2. 前項にかかわらず、クラスメソッド所定の方法により利用者からの依頼があった場合、クラスメソッドが利用者に代わって、利用者の名で利用者のメールアドレスを用いて利用者のクラスメソッドメンバーズ（ECAM タイプ）のアカウント開設を行うことを、利用者は予め承諾するものとします。この場合、クラスメソッドは、利用者のアカウント開設後に当該アカウントのルートユーザー認証情報を利用者へ提供し、利用者自身がルートユーザー認証情報を管理するものとします。

第６条（優先条項）

本特約の規定が原規約の規定に抵触する場合は、本特約の規定を優先します。